

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

基本方針

令和2年6月19日改定

市民及び事業者の皆さんには、感染防止対策として、引き続き「3つの密」の回避をはじめ、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を取り入れていただき、感染拡大防止への継続的な協力をお願いします。

1 市民への呼びかけについて

感染拡大を長期的に防ぐため、「新しい生活様式」を取り入れていたらしくよう次のことを呼びかける。

- (1) 全ての市民の皆さんには、一人ひとりの基本的な感染防止対策として、感染防止の3つの基本となる「①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける」、「②マスクの着用」、「③手洗い」の徹底を呼びかける。また、マスク着用時にも、こまめに水分補給を行うなど、熱中症対策には十分注意することを呼びかける。
- (2) 県境を跨ぐ移動は、静岡県が定期的に発表する警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」（※1）に基づく行動を呼びかける。
- (3) 日常生活における基本的生活様式として、「3つの密」①密閉（換気の悪い密閉空間）、②密集（人が密集している）、③密接（近距離での会話や発声が行われる）を徹底的に避けるとともに、手洗いや咳エチケット、人と人の距離の確保などの基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。
- (4) 自治会や自治会連合会の会議等を開催する場合は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じることとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見などには惑わされず、注意して冷静な対応を呼びかける。

（※1） 静岡県の警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」は、毎週金曜日に発表されます。（7ページ以降をご覧ください。）

2 イベント等の開催について

イベント等については、感染防止対策を講じた上で、適切に開催することとする。

なお、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

3 感染防止対策の実施について

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染防止対策を講じ、「3つの密」を避けることとする。

- ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようする。
- イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。
- ウ 換気を十分に行う。
- エ 多くの人が密集することのないようにする。
- オ 多くの人の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。
(ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等)

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

- (1) 市内の企業・事業所へは、厚生労働省や静岡県が発信する情報等を適切に提供する。
- (2) 3の感染防止対策の実施に加えて、引き続き、風邪症状等体調の悪い人への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法(テレワークや時差出勤等)など、働き方の新しいスタイルの推進を要請する。
- (3) 市内の事業所や店舗などには、「3つの密」を徹底的に避けること、室内的換気や人ととの距離を適切にとるなどの基本的な感染防止対策を行うことを働きかける。
- (4) 関係団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき取り組んでいただくよう強く呼びかける。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

- ア 児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で教育活動を行う。
- イ 臨時休業期間に対する学びを保障するとともに、学校行事に割振る時間を確保するため、長期休業の基準日を次のとおりとする。
夏季休業 8月8日（土）から8月24日（月）まで
冬季休業 12月26日（土）から1月5日（火）まで
学年末休業 3月20日（土）から

(2) 放課後児童クラブについて

- ア 児童・支援員等の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上でクラブ活動を行う。
- イ 小学校の長期休業期間の変更に適切に対応する。

(3) 保育所及び認定こども園（保育部）について

- ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で保育活動を行う。
- イ 民間の保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園（幼児部）について

- ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で保育活動を行う。
- イ 民間の幼稚園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(5) 給食の対応について

- ア 配膳時における感染リスクの軽減に配慮するとともに、適切な栄養摂取ができる給食を提供する。
- イ 小中学校の長期休業期間の変更に適切に対応する。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

- 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。

(7) 育ちの森について

- 児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で支援を行う。

(8) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館及び歴史文化館等について

- ア 図書館、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館は、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。
- イ 月見の里学遊館、メロープラザは、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。
- ウ 澤野医院記念館は、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で6月1日から開館する。

6 市内公共施設の利用について

(1) コミュニティセンターについて

- コミュニケーションセンターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(2) 老人福祉センター（笠原老人福祉センター・白雲荘）について

- 老人福祉センターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(3) 市内体育施設等について

- さわやかアリーナ、風見の丘等の屋内体育施設は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(4) 市内公園の利用について

公園の利用については、空いた場所及び時間を選ぶなど利用者が感染防止対策を講じた上で、利用するものとする。

7 この基本方針は、令和2年6月19日から令和2年7月31日までのものとする。

なお、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、改定する。

基本方針（改定履歴）

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定
令和2年4月 8日改定
令和2年4月17日改定
令和2年4月23日改定
令和2年5月 1日改定
令和2年5月 5日改定
令和2年5月15日改定
令和2年5月29日改定

熱海市でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針

令和2年7月22日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

昨日開催された静岡県感染症対策専門家会議において、本県における感染状況の評価が、「感染限定期」から「感染移行期・前期」に引き上げられた。県としては、専門家会議での評価を踏まえ、以下の対応方針により、クラスターの封じ込め対策及び県内の感染防止対策を実施する。

1 クラスターの封じ込め対策

(1) クラスターの現況分析

- 感染拡大が進む首都圏からのウイルス持ち込みの可能性が高い
- 室内の換気が悪い状況で、マスク非着用での歌唱や大声での会話が感染拡大の要因と推定
- 利用者名簿等がない場合、濃厚接触者の把握が非常に困難
- 多数の感染者発生により、当該地域の医療提供体制が急速に低下

(2) クラスター対策の基本方針

- 迅速な情報公開により濃厚接触者の早期把握
- 積極的疫学調査やPCR検査により、感染経路、感染範囲を特定
- 発生要因を踏まえた注意喚起により、次のクラスター発生を抑止

(3) 封じ込め対策

- 熱海保健所等による積極的疫学調査の強化
- 利用客の帰国者・接触者相談センターへの相談の呼び掛け
- 団体等の協力により、カラオケや接待を伴う飲食店への感染防止対策徹底の働き掛け
- 県東部地域で急増する感染者に対応できる医療提供体制の確保

2 県内事業者の感染防止対策の徹底

- カラオケを伴う飲食店を含む、全ての業態の事業者に対し、感染防止対策の徹底を要請（業界ごとの感染防止ガイドラインの遵守など）

3 県民の感染リスクの回避

- (1) クラスターが発生している地域において、三密に近い室内環境下での歌唱、大声を伴う会話など、感染防止対策が十分にとられていない施設の利用を避けるよう注意喚起
- (2) 他都道府県への移動についての注意喚起
 - 「ふじのくにシステム」による感染状況の監視、都道府県ごとの行動制限を毎週公表
 - 感染が拡大している都道府県への移動については、「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店などクラスターや感染者が発生している場所の回避など、最大限の感染予防行動の要請

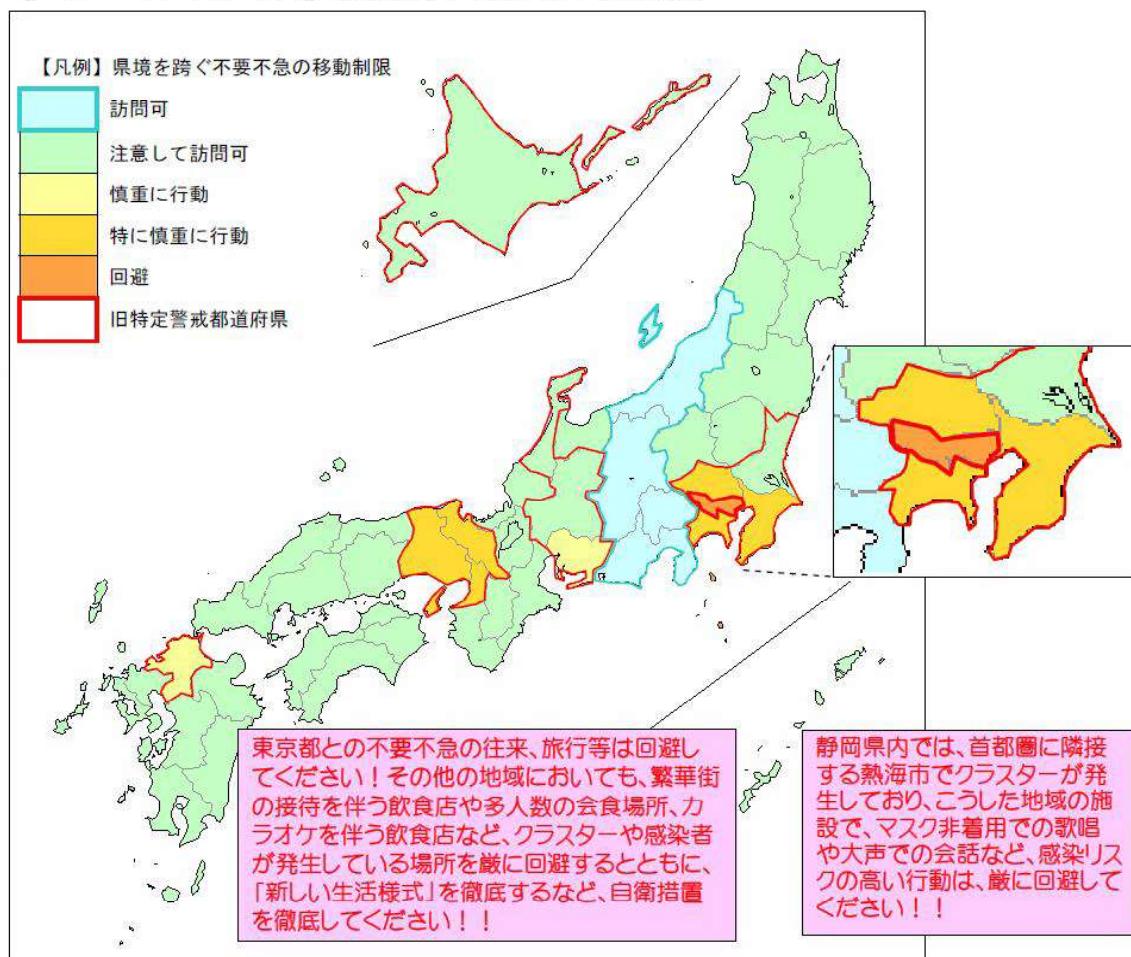
7月22日（水）現在は「警戒レベル3（県内注意（一部警戒）、県外警戒）」です。

これまで、感染拡大が限定的であったのは、県民の皆様の御努力や御協力の賜物です。しかし、東京都での感染拡大が全国に波及し、本県でも熱海市でのクラスターや散発的な感染が確認されており、本県は「感染移行期・前期」となっております。

以下のような行動を心がけていただくようお願いいたします。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

【7月23日（木）以降】県境を跨ぐ不要不急の移動制限



- ◎ 新型コロナウイルスに感染しないためには、見えない感染者（※）に、「近づく可能性をどうすれば減らすことができるか」「知らずに出会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。
- ◎ 県内感染の多くは感染経路が特定され、ウイルスは感染拡大地域からです。現状では、県内の見えない感染者の可能性は低いと思われますが、常に感染防止対策をお願いします。
- ◎ 一方、東京都では感染者が急増しており、見えない感染者が市中にいる可能性が非常に高まっています。東京都との不要不急の往来、帰省、旅行などは回避してください。また、東京都に準じて感染が拡大する埼玉県、千葉県、神奈川県や京都府、大阪府、兵庫県への移動については、訪問等の必要性を今一度検討いただくなど、感染防止に向けた特に慎重な行動をお願いします。都市部の繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店など感染者が発生している場所は、厳に回避していただき、「新しい生活様式」の徹底や計画的な行動など、最大限の感染防止対策をお願いします。
- ◎ 感染状況は地域で異なるので、訪問先又は来訪者の地域ごと行動を変えてください。

移動に関する行動制限の詳細については次ページをご覧ください。

◎県内移動に関する行動制限

- 「三つの密」を回避するなど、「新しい生活様式」（別添）を徹底してください。
- 熱海市のカラオケを伴う飲食店でのクラスター発生を踏まえ、感染リスクの高い地域にある、感染防止対策が不十分な施設において、マスク非着用での歌唱や大声での会話など、感染リスクの高い行動は回避してください。

◎県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

1 本県を出発する皆様へ

（静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。）

（1）全ての外出について、「新しい生活様式」を徹底してください。

（2）東京都への移動については、回避してください。

〔※訪問が、本当に今必要なものであるか、改めて御判断ください。
また、訪問に代わる手段で対応ができないか、御検討ください。〕

（3）埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県への移動については、特に慎重に行動してください。

（4）愛知県、福岡県への移動については、慎重に行動してください。

〔※訪問の際は、訪問地域の感染状況を把握し、訪問目的などを十分御検討ください。
「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店などクラスターや感染者が発生している場所を回避いただくなど、最大限の感染予防行動をお願いします。〕

〔※やむをえず（2）訪問の場合と、（3）、（4）共通〕

（5）新潟県、山梨県、長野県を除くその他の道県への訪問は、「新しい生活様式」など感染予防行動を徹底した上で、注意して訪問をお願いします。長距離での移動は感染リスクを高めるほか、これまで感染状況が少ない地域でも、急に感染が拡大している所があるため、訪問先の感染状況や経由地（東京都経由など）に御留意ください。

2 本県を訪問される皆様へ

（帰省する方、訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。）

（1）移動に際しての交通手段や移動の際の「新しい生活様式」に基づく行動の徹底に配慮してください。

（2）東京都の皆様は、訪問の自粛をお願いします。

〔※本県への帰省や訪問等については、御家族や先方の方などとその必要性や時期等について、今一度御検討ください。〕

（3）埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の皆様は、訪問の際には、特に慎重な行動をお願いします。

（4）愛知県、福岡県の皆様は、訪問の際には、慎重な行動をお願いします。

〔※御自身の体調管理に留意の上、無理な移動は回避いただくとともに、来訪の際には、自身や相手が感染しているかもしれないという視点に立ち、感染しない・させないよう「新しい生活様式」の徹底等の感染予防行動をお願いします。〕

〔※やむをえず（2）訪問の場合と、（3）、（4）共通〕

（5）新潟県、山梨県、長野県を除くその他の道県からの来訪は、長距離移動による感染リスクや経由地に御留意いただき、注意して訪問をお願いします。

（6）県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「三つの密」が重なる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いします。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

「新しい生活様式」実践例(抜粋)

別添

感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い			
			
◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける	◆外出時、屋内で会話するときは症状がなくてもマスク着用	◆家に帰ったら手や顔を洗う	◆会話は控えめに ◆混んでいる時間帯は避ける
			
◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で	◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用	◆多人数での会食を避ける ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない	◆テレワークやローテーション勤務 ◆会議はオンライン

「6段階警戒 レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウィルス感染症対策) (令和2年7月)

レベル	警戒レベル			基本的行動内容				
	県内	県外	国外	県内評価	県内移動に関する行動制限	県外評価	県境・国境を跨ぐ移動に関する行動制限	国際評価
6 【都市封鎖級】				感染まん延期	外出禁止を要請	感染移行期以上	禁止を要請	
5 【特別警戒】					外出自粛や休業要請		原則不可	
4 【警戒】 【警戒】 【注意】 【一部警戒】	【警戒】	【警戒】	【警戒】	感染移行期 後期	外出自粛や休業要請を含む行動制限 (やすみを得ず外出の場合は3密の回避など感染防止対策を徹底)	(感染状況が 厳しい地域の 状況等を評 価)	県内者の県外移動は回避(注1) 県外者へは自粛の徹底を要請	多数又は複数 の国・地域に おいて感染が 拡がっている
3 【注意】	【注意】	【注意】		感染移行期 前期	施設での感染防止対策を徹底 県内の感染拡大地域でのリスクの高い行 為を回避		県内者の県外への移動は対象地域に応じ 判断(注2) 県外者へは一部近隣県を除き自粛を要請 (注3)	
2 【ほぼ日常】	【注意】			感染定期限	3密の回避を含む「新しい生活様式」の 徹底	感染定期限	県内者は県外への移動をできる限り回避 県外者へは一部近隣県を除き自粛を要請 (注3)	
1 1-1 【ほぼ日常】	【ほぼ日常】	【ほぼ日常】		感染休止期	3密を極力回避。基本的な感染対策(注 4)の励行など「新しい生活様式」を心 がける。感染弱者へ配慮	感染休止期	県境を越える移動可。ただし、感染者の 多い地域への移動/同地域からの移入は 注意	
1 0-1 【日常】	【日常】 【出入国 制限あり】	【日常】	【注意】	感染終息	県内に関する行動制限無し	国内の全 域が感染 終息	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り	一部地域にお いては感染が 終息していない
	【日常】	【日常】	【日常】		国内・国外のどことの関係でも行動制限 無し		国内・国外のどことの関係でも行動制限 無し	ほぼ終息

(注1) 県境を跨ぐ移動については、対象地域を分類せず、国内全域を一律「回避」とする。

(注2) 対象地域の感染状況に応じ、行動を選択する。感染移行期以上にある地域への移動は「回避」とする。(警戒レベル毎に県が更新・発表)

(注3) 一部近隣県とは「累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県」。この県との県境を跨ぐ往来は新しい生活様式の徹底のもと
可とする。

(注4) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど